

# 蔵王町

# 農業委員会だより



蔵王町農業委員会事務局  
☎0224-33-3003



農地利用状況調査（農地パトロール）へ向けた打ち合わせの様子

農業委員会は、①農地の確保と有効利用、②農地等の利用の最適化、③農業の担い手の育成、④地域の課題解決を目的に活動しています。

その中でも、平成二十八年の改正法を契機として、『②農地等の利用の最適化』の推進に特に力を入れて取り組んでいます。

『農地等の利用の最適化』とは、一見難しい言葉に見えますが、簡潔にいうと、「みんなが農地を上手に使っていきましよう」ということです。

上の写真は、農地に色のついた図面を基に、耕作されていない農地や荒れている農地が無いかな、農地の利用状況を調べるために、農業委員と農地利用最適化推進委員が打ち合わせをしている様子です。

「みんなで農地を上手に使っていく」ために、まず使われている農地、使われていない農地を明らかにしていく、『農地等の利用の最適化』の大事な活動のひとつです。

## 内 容

## 今回の 農業委員会 だより

- 表紙・目次 .....1P
- 蔵王町農業委員会について .....2P
- 農地等の利用の最適化へ向けて .....3P
- 農作業に関してご協力とご理解を .....3P
- 農業者年金に関するお知らせ .....4P
- 農地法等について .....4P

# 蔵王町農業委員会について

蔵王町農業委員会では、下記の体制で「農地の確保と有効利用」  
「農地等の利用の最適化」などの活動に取り組んでいます。

農業委員9名・農地利用最適化推進委員13名・事務局員3名 計25名

**遠刈田地区**  
五根 可奈 杉山由美子 佐藤 雄一 菅井 啓二

**円田地区**  
山家 文一 三沢 敏朗 樋口 俊彦

**平沢地区**  
佐藤 良彦 村上 智彦 大和 憲男

**永野地区**  
平間 博 平間 栄 我妻 茂  
鈴木 好和 山家 一彦 會田 照 平間 昭男

**宮地区**  
佐藤 ゆり 我妻 義明 川村富士男 山家 照雄 武田 明夫

農地に関する  
困りごとがあれば  
農業委員会に  
相談するのじゃ

蔵王エコライン  
御釜  
蔵王山  
宮城蔵王  
えぼしスキー場  
遠刈田温泉  
松川  
役場  
村田 I.C.  
白石 I.C.

47 12 457 25 115 222 12

御釜  
蔵王山  
宮城蔵王  
えぼしスキー場  
遠刈田温泉  
松川  
役場  
村田 I.C.  
白石 I.C.

47 12 457 25 115 222 12

W ← N → E  
S

## 蔵王町農業委員会事務局 ☎33-3003

- 事務局員3名 事務局長 砂金 毅【総括、農作業受託者協議会ほか】  
農地係長 佐藤 良行【農地転用、その他農地に関することほか】  
主 事 山家 知之【利用権設定（貸し借り）、農業者年金ほか】



**私がフレッシュな新事務局員です！**

やんべ ともゆき  
私は、**山家 知之** です。

平成 30 年 4 月から、農業委員会事務局員として、主に農地の貸し借りや農業者  
年金に係る業務を担当しています。趣味は音楽を聴くこと演奏することです。  
農業や農地に関しては新人ですが、みなさま、よろしくお願いします。

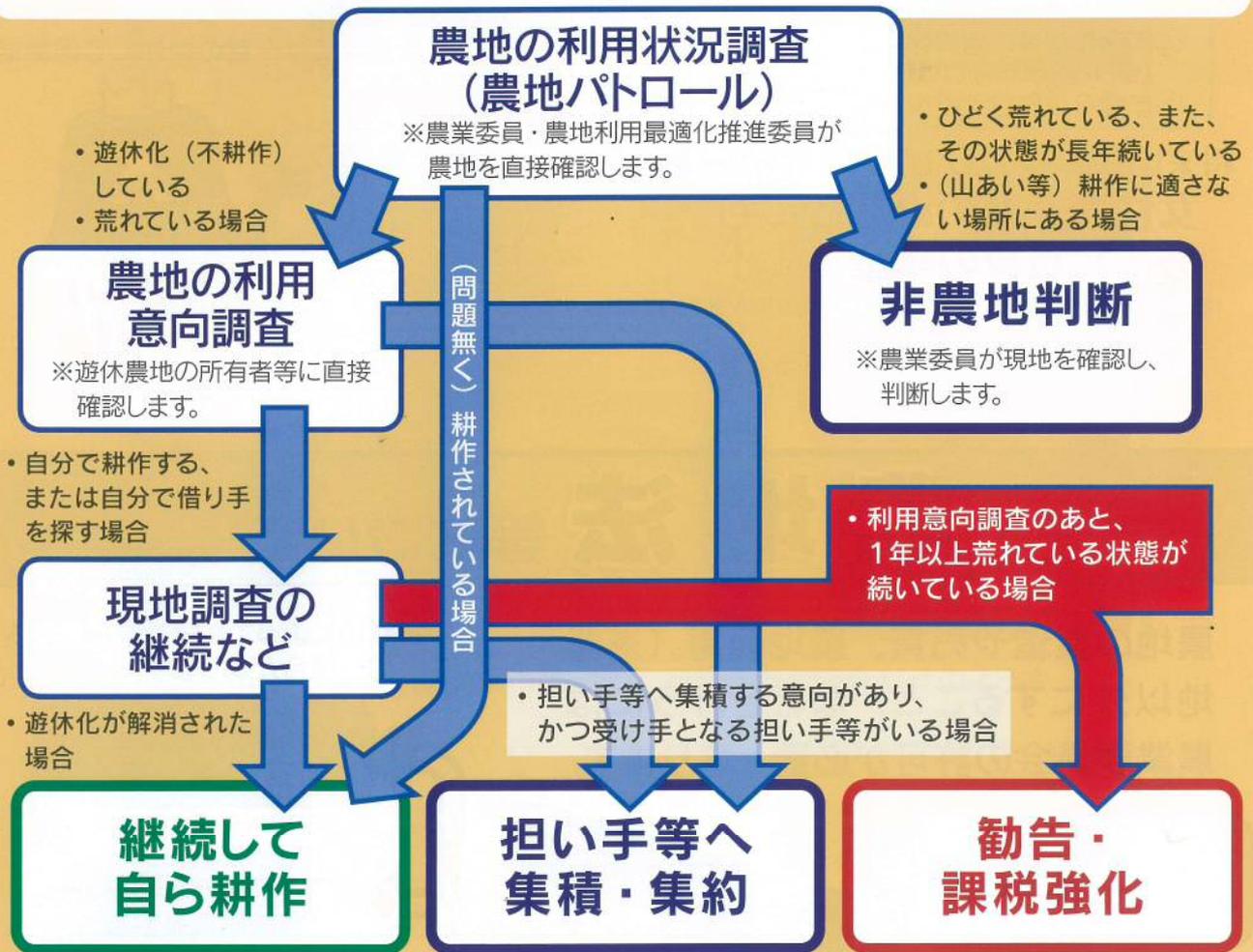
## 農地等の利用の最適化へ向けて

# 農地利用状況調査(農地パトロール)を実施しています

『農地等の利用の最適化』とは、農地を担い手等に集積・集約していきながら、守るべき農地を守ることで農業生産性を向上させ、最終的には「日本の食を守る」ことを目的に農業委員会が行っている活動です。

『農地利用状況調査』とは、「農地等の利用の最適化(=みんなで農地を上手に使っていくこと)」へ向けた活動の一環で、耕作されていない農地や荒れている農地が無いかなど農地の利用状況を調べる調査です。

この調査の結果をもとに、遊休化(不耕作)している農地や荒れている農地を所有している方を対象に、今後、その農地をどのように利用していくかを問う『農地の利用意向調査』を実施し、担い手等へ農地を集積・集約することにつなげていきます。



## 農作業に関してご協力とご理解を！

- 農業機械の稼働音は、時間帯によっては騒音に感じることもあります。早朝や夜間に作業を行う際は周囲に対して十分に配慮をして行いましょう。
- 用水路が汚れたり詰まったりすると、下流域の農業等に支障をきたす場合があります。地域や各個人において適切に管理をしましょう。
- 農地の遊休化や荒廃は、有害鳥獣や害虫、雑草の発生源となる場合があります。草刈り等、保安全管理に努め、適切に管理をしましょう。

農地に関するトラブルは農業委員会又はお近くの農業委員や農地利用最適化推進委員にご相談ください。

# 農業者年金

に関するお知らせ

～農業経営と老後の生活を安全・安心サポート～

**Q** 農業者年金の加入要件ってあるの？

**A** 農業者年金の加入要件は下記の3つのみ。この加入要件をすべて満たしていればどなたでも加入することができます。例えば、農地を所有していない方や配偶者なども加入することができます。

## 加入要件

- ① 60歳未満の方
- ② 国民年金第1号被保険者の方  
(但し、保険料納付免除者でないこと)
- ③ 年間60日以上農業に従事する方

将来国民年金のみで大丈夫ですか？

**女性農業者のみなさんも  
あなた自身の年金を！！**

※現在全体加入者の約3割が女性と女性の加入者も増加傾向にあります。  
農業者年金は夫婦そろって加入しましょう。

**Q** 農業者年金の特徴とメリットを教えてください

**A** 特徴とメリットは以下の通りと、魅力がたくさんあります。

- ① 少子高齢化に強い積立型年金
- ② 終身年金で80歳までの保証付き
- ③ 保険料の額を2万円～6万7千円まで自由に決められる
- ④ 保険料は全て税制上の優遇措置対象となり節税効果あり
- ⑤ 認定農業者には一定の条件にて国庫補助あり

備えあれば  
憂いナシじゃな！



## 農地法等について

農地の貸借や売買、農地転用（※農地以外にすること）などを行うには農業委員会の許可が必要となります。

※面積によって、国や県に意見を伺う場合があります。

農地を借りたい・貸したい  
売りたい・買いたい  
転用したい

許可  
(概ね、2～3ヶ月)

許可  
(申請内容が適正であれば)

申請  
(原則毎月10日まで)

農林水産大臣  
宮城県

40,000㎡を超える農地転用

宮城県常設審議委員会  
(宮城県農業会議)

3,000㎡を超える農地転用

農業委員会

総会 (原則毎月25日開催)

- 農地を借りたい・貸したい → 農業経営基盤強化促進法第18条 (または農地法第3条)
- 農地を売りたい・買いたい → 農地法第3条
- 農地を転用したい → 農地法第4条 (自分の土地の転用)  
農地法第5条 (名義変更を伴う転用)

※そのほか、中間管理機構を通じた貸借や売買を行う方法 (中間管理機構法) もあります。  
※農業委員会の許可を受けないで行う農地転用は、違法であり、(刑事罰を含めた) 処分の対象となります。